

ソーシャルメディアサービス (facebook) 利用に関するガイドライン

このガイドラインは、「ふっさ環境フェスティバル」に関して、民間ソーシャルメディアサービス(以下、ソーシャルメディア)で facebook を利用し、「ふっさ環境フェスティバル」に関わる情報を投稿する、掲載するまたは意見交換等を行うことなど(以下、発信)に関し、留意事項を定めた利用に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)である。

1 ソーシャルメディアの定義

インターネットを利用して情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいい、ここでは「ふっさ環境フェスティバル」に関わる facebook (以下、facebook) について、次のアカウントを使用して行うものとする。また、このアカウントの使用については、ふっさ環境フェスティバルの実施期間等にあたる、毎年5月から7月までとする。

・facebook 名称「mr.kanfes」

<https://m.facebook.com/mrkanfes-101057812121769/>

2 ガイドラインの必要性及び目的

ソーシャルメディアである facebook は、有効な情報伝達手段である一方、その情報が不正確であったり、法令や公序良俗に反したり、さらには意図せずして特定または不特定の人たちの感情を害した場合には、ふっさ環境フェスティバル実行委員会や福生市などに対して想定しない影響を及ぼす場合もあることから、事前にそれらリスクを回避するため、留意すべき事項を明らかにしたものがこのガイドラインである。

3 ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、facebook の配信業務に従事する者(以下、担当者)に対して適用する。

4 facebook 利用に当たっての基本原則

- (1) 担当者が facebook を利用して情報を発信する場合には、「ふっさ環境フェスティバル」や福生市を代表しているとの自覚と責任を持たなければならない。
- (2) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して、十分留意しなければならない。
- (3) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意すること。一度でもネットワーク上に公開された情報は、完全に削除することができないことを理解しておくこと。
- (4) 意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければならない。また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることは避けなければならない。また、次に掲げる情報は発信を禁止する。

- ア 不敬な言い方を含む情報
- イ 人種、思想、信条等の差別に関する情報
- ウ 違法行為又は違法行為をおおる情報
- エ 噂を助長させる情報
- オ わいせつな内容を含むホームページへのリンク
- カ その他、公序良俗に反する一切の情報

5 facebook を利用して、福生市政に関する情報を発信する際の留意事項

- (1) 福生市あるいは福生市と利害関係にある者または団体の秘密に関する情報を発信してはならない。
- (2) 福生市及び他者の権利を侵害する情報を発信してはならない。
- (3) 福生市のセキュリティを脅かす恐れのある情報を発信してはならない。
- (4) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意すること。また、直接職務上関わらない事項であっても同様の取扱いとする。